

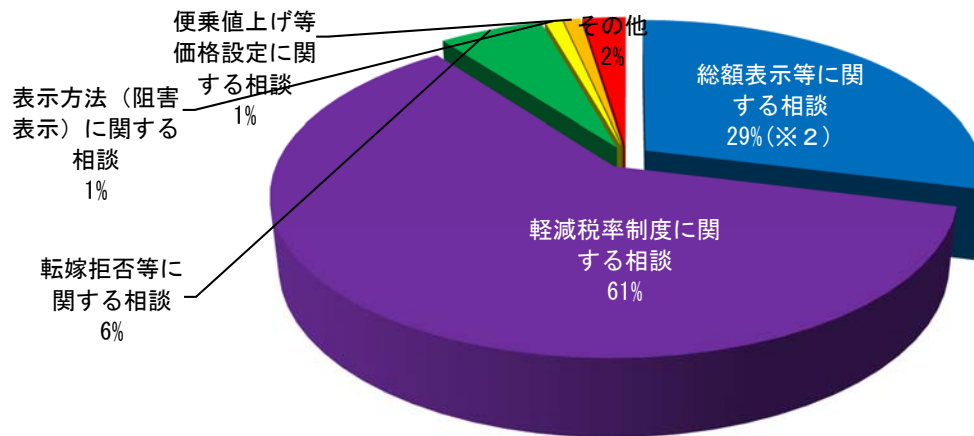
消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

消費税価格転嫁等総合相談センターの平成 30 年 9 月（9 / 1 ～ 9 / 30）の相談対応状況は以下のとおり。

1 相談件数

9 月の相談件数：電話 188 件、メール 16 件

【相談内容（全 204 件）の内訳（※ 1）】



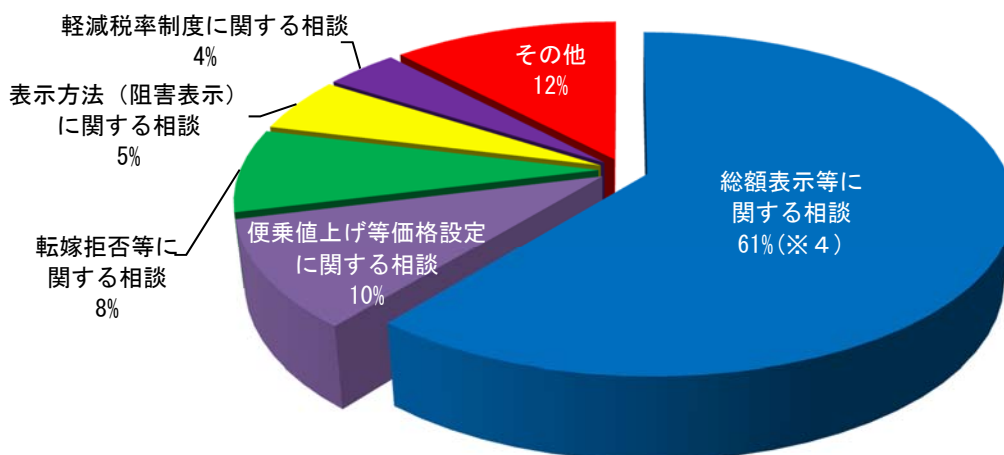
※ 1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 0 件

※ 2 うち総額表示に関する相談が 15%、消費税一般に関する相談が 85%

<参考> 平成 25 年 10 月から平成 30 年 9 月までのトータルの相談件数

電話 18,405 件、メール 1,997 件

【相談内容（全 20,402 件）の内訳（※ 3）】



※ 3 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 877 件

※ 4 うち総額表示に関する相談が 19%、消費税一般に関する相談が 81%

2 相談例

○ 総額表示等に関する相談

Q. 宿泊業をしている者です。チラシやホームページに掲載する宿泊プランは税抜価格の表示をし、宿泊された方への領収書は税込価格の表示をすることは問題ありませんか。

A. 課税事業者が消費者に対してあらかじめ価格を表示する場合には税込価格の総額表示が義務付けられています。一方で消費税率引上げに伴い、事業者の事務負担の軽減等の観点から設けられた総額表示義務の特例により、平成 33 年(2021 年)3 月 31 日までの間に限り、誤認防止措置を講じることを要件として、「税抜価格」のみによる表示など、税込価格によらない表示を行う事ができることとされています。

したがって、チラシやホームページに掲載する宿泊プランの価格表示について、税抜価格をする場合、表示価格が税抜価格であることを明瞭に認識できる方法で行う必要があります。

なお、総額表示の義務付けは、「不特定かつ多数の者に対する(一般的には消費者との取引における)値札や広告などにおいて、あらかじめ価格を表示する場合」を対象としているので、特定の者に対して作成する領収書については、総額表示義務の対象とはなりません。

○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 運送事業者です。取引先から、免税事業者には消費税を支払わないと言われ、業務委託契約書に記載された金額から消費税相当分を減じて支払われていますが、このような取引先の行為は問題にはならないのでしょうか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法では、同法上の買手である特定事業者が、平成 26 年(2014 年)4 月 1 日以降に、売手である特定供給事業者から継続して受ける商品又は役務の供給に関して、消費税の転嫁拒否等の行為を行うことが禁止されています。消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者(買手)が、同法上の特定供給事業者(売手)との取引において、免税事業者であることを理由に、既に取り決めた対価から、消費税相当分又はその一部の金額を減じて支払うことは、「減額」として問題となります。

○ 軽減税率制度に関する相談

Q. 企業に赴いて、社員食堂の入り口の近くで弁当を販売しています。この場合の消費税率はどうなりますか。

A. 人の飲用又は食用に供される飲食料品の譲渡は軽減税率の対象となりますので、単に弁当を販売するのであれば、軽減税率の適用対象となります。他方、飲食設備において飲食料品を飲食させる役務の提供は軽減税率の対象なりません。ここでいう飲食設備とは、飲食料品を提供する事業者が設置したものでなくても、飲食料品を提供する事業者と飲食設備を設置又は管理する者との間の合意等に基づき、その設備を顧客に利用させることとしている場合は、これに該当することになります。

上記の合意等に基づき、飲食料品を提供する事業者が、弁当を持ち帰り販売する場合と社員食堂において飲食させている場合のいずれも行っているのであれば、その弁当の販売が、「食事の提供」に該当するのか、又は「持ち帰り」に該当するのかは、その飲食料品の提供を行った時において、例えば、その飲食料品について、その場で飲食するのか又は持ち帰るのかを相手方に意思確認するなどの方法により判定していただくこととなります。なお、「食堂のスペースで飲食する場合はお申し出下さい」とい

た表示で意思確認を行っても差し支えありません。

適用税率は、個々の取引の契約内容を踏まえて判断することとなりますので、詳しくお知りになりたい場合には、お手数ですが、所轄の税務署にお問い合わせください。

Q. 食品添加物を製造し、食品製造業者へ納入しています。食品添加物は軽減税率の対象品目となりますか。

A. 軽減税率の対象品目である「飲食料品」とは、食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除きます。以下「食品」といいます。）をいいます。

食品表示法に規定する「食品」とは、全ての飲食物をいい、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に規定する「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」を除き、食品衛生法に規定する「添加物」を含むものとされています。

したがって、食品の製造・加工等の過程において添加される食品衛生法に規定する「添加物」であれば、「食品」に該当し、その販売は、軽減税率の適用対象となります。

問合せ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2610